

# 「東京歯科大学におけるハラスメントの防止等に関する規則」

## 第1 総則

### (目的)

第1条 この規則は、東京歯科大学(以下「本学」という。)におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めることにより、本学の教職員及び学生等の教育、研究若しくは医療にかかわる就労若しくは就学における環境等を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) セクシュアル・ハラスメント

教職員が他の教職員、学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動、学生等が教職員、他の学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動及び関係者が教職員又は学生等を不快にさせる性的な言動

#### (2) アカデミック・ハラスメント

教員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教員又は学生等に対して行う研究若しくは教育上又は就学上の不適切な言動

#### (3) パワー・ハラスメント

教職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動

#### (4) その他のハラスメント

前3号に掲げる言動の他、教職員、学生等又は関係者の意に反して行われる嫌がらせの言動、又は不合理かつ不適切な言動によって相手に不快の念を抱かせる言動及びこれに類する言動

#### (5) ハラスメントに起因する問題

ハラスメントのため教職員の就労上又は学生等の就学上の環境が害されること又はハラスメントへの対応に起因して教職員が就労上の又は学生等が就学上の不利益を受けること。

## 第2 管理体制

### (学長の責務)

第3条 学長は、本学におけるハラスメントの防止等に関し、総括し、研修、啓発活動その他ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切な措置を講じなければならない。

### (所属の長の責務)

第4条 本学組織図に基づく学科、研究科、各付属病院、図書館、各センター及び事務組織の長並びに本法人が設置する歯科衛生士専門学校の長は、当該所属におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部署においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

### (監督者の責務)

第5条 教職員又は学生等を監督する地位にある者(以下「監督者」という。)は、当該監督する教職員又は学生等に対し、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

2 監督者は、ハラスメントに関し、注意を喚起し、認識を深めさせるとともに、言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じることがないように配慮しなければならない。

### (教職員及び学生等の責務)

第6条 教職員及び学生等は、ハラスメントを行ってはならない。

2 教職員及び学生等は、この規程並びにこの規則に基づく所属の長又は監督者の指導等に従い、ハラスメントの防止及び排除に協力し、並びに第7条のハラスメント防止対策委員会及び第13条のハラスメント調査委員会の調査等に協力しなければならない。

### 第3 ハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題の解決の手続等

(ハラスメント防止対策委員会の設置)

第7条 本学に、ハラスメントの防止及び排除のための措置、並びにハラスメントに起因する問題に対処するために必要な措置を講ずることを目的として、ハラスメント防止対策委員会(以下「防止対策委員会」という。)を置く。

(防止対策委員会の任務)

第8条 防止対策委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントの防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。
- (2) ハラスメントに関する相談及び救済に関すること。
- (3) 当事者間の調停に関すること。
- (4) 加害者に対する指導等に関すること。
- (5) その他ハラスメントの防止等に関すること。

(防止対策委員会の組織)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 健康管理センター主任
- (3) 事務局長
- (4) 各施設から推薦する者 各2名(うち1名は女性とする。)
- (5) その他委員会が必要と認めた者 若干名

2 委員は、学長が委嘱する。

3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置き、学長の指名する副学長をもってあてる。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員(副委員長)がその職務を代理する。

(防止対策委員会の開催)

第10条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(防止対策委員会の議事)

第11条 防止対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(防止対策委員会の委員以外の者の出席)

第12条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ハラスメント調査委員会)

第13条 防止対策委員会は、相談者が当該相談等をしたハラスメントに起因する問題について、事実調査等を行うため、関係者からの事情聴取その他の調査を行う必要があると認めるときは、当該事案に係るハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、調査を行わせることができる。

2 調査委員会の委員は若干名とし、防止対策委員会委員長が指名する。

- 3 前項の委員については、男女の比率を考慮するものとする。
- 4 調査委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。
- 5 調査委員会は、ハラスメントの事実調査の結果及び再発防止案を防止対策委員会に報告する。

### 第3 相談体制等

(相談等への対応)

第14条 教職員及び学生等からのハラスメントに関する相談及び苦情の申出(以下「相談等」という。)に対応するため、各施設に第2条1号にかかわる相談員、及び同条2、3、4号にかかわる相談員を置く。

2 第2条1号にかかわる相談員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 副学長、千葉病院長、市川総合病院長、水道橋病院長が推薦する教育職員 各2名(うちそれぞれ1名は女性とする。)
- (2) 歯科衛生士専門学校長が推薦する者 1名(女性)
- (3) 事務組織の長が推薦する職員 8名(大学、千葉病院、市川総合病院、水道橋病院から各2名とし、それぞれ1名は女性とする。)

3 第2条2、3、4号に係わる相談員

- (1) 副学長、千葉病院長、市川総合病院長、水道橋病院長が推薦する教育職員 各1名
- (2) 歯科衛生士専門学校長が推薦する者 1名
- (3) 事務組織の長が推薦する職員 4名(大学、千葉病院、市川総合病院、水道橋病院から各1名)

4 前項に定める相談員は、学長が委嘱する。

5 相談員は防止対策委員会及び調査委員会の委員を兼ねることはできない。

6 前2項及び3項に規定する相談員は、兼ねないことが望ましい。

7 相談員の任期は3年とし、再任を妨げない。

(相談体制等の周知)

第15条 学長は、パンフレット、ホームページ等により、各所属の相談員の氏名、相談等を受け付ける方法その他必要な事項を教職員及び学生等に周知する。

2 各所属の長は、必要に応じて当該所属における相談等を受け付ける方法、相談等への対応方法等について、当該所属の教職員及び学生等に周知するものとする。

(相談員の責務等)

第16条 相談員は、教職員又は学生等(以下「相談者」という。)から相談等を受けたときは、当該相談等に係る問題の事実関係等の把握に努め、当該相談者に対し必要な指導又は助言を行う。

2 相談等を受けた相談員は、相談があった事実及び当事者の意向等について記録し、防止対策委員会に報告する。

3 事態が重大で改善措置等が必要であると認めた場合には、直ちに防止対策委員会にその旨を報告する。相談者に医療的対応が必要な場合、又は専門的カウンセリングが必要と認められる場合には、防止対策委員長の指示に従い、健康管理センター又は各病院の内科に連絡する。

(相談員連絡会議の設置)

第17条 相談員相互の連絡、調整等ハラスメントに関する相談を実施する上で必要な措置を検討するため、ハラスメント相談員連絡会議(以下「相談員連絡会議」という。)を置く。

2 相談員連絡会議は、相談員の互選により主任相談員を選任し、必要に応じ主任相談員が相談員連絡会議を召集する。

3 主任相談員は、相談員間の連絡、調整、その他相談の円滑な実施に必要な措置を行う。

(相談等の受付)

第18条 相談等は、原則として面接によることとし、必要に応じ電子メール、手紙、電話によるも

のも受け付けるものとする。この場合、相談者に限らず、相談等の対象とされている者からの相談についても、同様に受け付ける。

2 相談者は、いずれの相談員に対しても相談することができる。

3 相談等を受ける際には、複数で対応するものとする。

4 セクシュアル・ハラスメントに関する相談を受ける際には、複数の相談員のうち1名は相談者と同性の者をあてるものとする。

## 第5 その他

(秘密の保持等)

第19条 学長、所属の長、監督者、相談員並びに防止対策委員会及び調査委員会の委員等は、相談等に係る対応に当たっては、当事者及びこれに関係する者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第20条 職員又は学生等は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員、学生等及び関係者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(回避)

第21条 委員等がハラスメントに起因する問題の当事者となった場合には、その委員等は当該事案に関する職務に加わらないものとする。

(虚偽の申立て等の禁止)

第22条 職員又は学生等が、ハラスメントの相談・調停や調査に基づくハラスメント認定の申立て・事情聴取などに際し、虚偽の申立てや証言をしてはならない。

(名誉回復措置)

第23条 虚偽の申立てや証言により当事者や関係者の名誉が傷つけられた場合には、学長は名誉回復に必要な措置をとらなければならない。

(ハラスメントに対する措置等)

第24条 学長は、ハラスメントの事実が認められた場合には、就労、就学、教育若しくは研究の環境を改善し、又は処分を行う等の措置を講じるものとする。

(不服申立て)

第25条 当事者は、調査報告又はその後の措置に不服がある場合、学長宛に書面によりその旨申し出ることができる。

2 不服申立てについて、学長は防止対策委員会に対し、再度検討を命じることができる。

3 不服申立ては同一事案に対して一度しか認められない。

(庶務)

第26条 防止対策委員会及び調査委員会の庶務は、教職員に関する事案においては、大学事務局庶務課が処理し、学生等に関する事案においては、学生課が処理する。

(実施規定)

第27条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

第28条 この規則の改廃は、防止対策委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

## 附 則

1 この規則は、平成21年6月16日から施行する。

2 従前の「東京歯科大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」は、廃止する。

- 3 この規則の施行日以後最初に選任される委員等の任期は、本規則第9条第3項又は第14条第4項の規定にかかわらず、平成22年5月31日までとする。
- 4 この規則の施行日前に、廃止前の「東京歯科大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」により申し立てられ、解決していない事案は、この規則に引き継ぐものとする。